平成２５年（フ）第１３７号
長野市川中島町今井1853番地８
債務者　今村　智英
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
長野市川中島町今井1853番地８
債務者　今村　美佐
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
長野県飯山市大字照里489番地
債務者　関　よう子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
長野県北安曇郡池田町大字会染11220番地96
債務者　藤井　由佳
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１８７号
長野県松本市蟻ケ崎４丁目９番14号　ライフメイト蟻ケ崎201
債務者　吉田摩也子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第８５号
長野県諏訪郡下諏訪町1682番地３
債務者　岡澤　博幸
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１１７号
岐阜県土岐市土岐口中町４丁目56番地　エメラルドＫⅡ205号
債務者　中尾　江里（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１１８号
岐阜県土岐市駄知町1354番地の３
債務者　中尾　伸広
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１２０号
岐阜県恵那市長島町正家371番地１　タコマコート102、従前の住所岐阜県恵那市長島町中野797番地　レオパレス山野田108
債務者　玉城　哲也
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１２１号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目２番地の７
債務者　宇野　竜次
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３３６号
愛知県江南市前飛保町栄80番地１
債務者　樋口あけみ
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７２号
三重県松阪市大平尾町65番地１
債務者　野中　靖之
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市白浜町甲2176番地１　ユニライフ姫路白浜の宮205号、従前の住所大阪府吹田市千里山東２丁目６番Ｂ―503号
債務者　小林　真一
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３３号
鳥取県鳥取市美萩野５丁目527番地33
債務者　江谷　義宗
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３４号
鳥取県鳥取市桂木231番地
債務者　戸田　真美
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１号
鳥取県西伯郡伯耆町谷川35番地１
債務者　篠原　京子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第７３０号
広島市西区井口明神２丁目１番18―403号
債務者　前原あずさ
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５４号
広島市東区戸坂出江２丁目３番１号
債務者　野中　竜一
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部